

呉市農業委員会の委員 候補者 募集要領

呉市は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、次のとおり呉市農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の候補者を募集します。

1 募集人数、任期等

(1) 募集人数

19名（うち中立委員2名）

※中立委員とは「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員」をいいます。

(2) 任期

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで（3年間）

(3) 身分

特別職（非常勤）の地方公務員

(4) 報酬

月額41,000円（農業委員会会長は、月額48,000円）

2 主な職務・活動内容

- (1) 農地の権利移動や農地転用等に係る許可等の審議・決定及びこれらに関連する現地調査（毎月開催の総会への出席を含む。）
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に関する活動・審議（随時開催の地区会、農地パトロール等への参加を含む。）
- (3) 農家からの相談への対応、職務に関する研修会への参加等

3 候補者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、候補者についての推薦をし、又は募集に応募する日において次の要件（中立委員にあつては(3)の要件を除く。）を全て満たすもの

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しないこと。
- (3) 呉市内に住所を有し、又は呉市内において農業に従事していること。
- (4) 農業委員の任期の初日において年齢18歳に達していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 法令等により農業委員との兼職が禁止されている職に就いていないこと。
- (7) 本市の職員でないこと。

4 推薦・応募方法

候補者についての推薦をし、又は募集に応募する方法は、次の3通りの方法です。

- (1) 3人以上の個人（正当な権原に基づき呉市内に農地を保有し、その農地を耕作している者に限る。）が候補者を推薦する方法
- (2) 法人又は団体（農業者が組織する関係団体等）が候補者を推薦する方法
- (3) 本人が応募する方法

5 推薦・応募手続

推薦又は応募の際は、所定の様式の申込書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、持参又は郵送（書留）により、呉市農業委員会事務局へ直接提出してください。

- (1) 推薦・応募申込書

	申 込 区 分	使用する申込書の様式
1	3人以上の個人が候補者を推薦する場合	様式第1号
2	法人・団体が候補者を推薦する場合	様式第2号
3	本人が応募する場合（中立委員へ応募する場合も含む。）	様式第3号

- (2) 添付書類

- ・推薦を受ける者又は応募する者の住民票の写し（本籍・筆頭者が記載された発行後3か月以内のものに限る。）
- ・申込書の様式中で別途指示する書類

- (3) 提出部数

申込書及び添付書類 各1部

- (4) 提出期間

令和7年11月27日（木）から令和7年12月26日（金）まで【必着】

申込書を持参される場合は、期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く。）に提出してください。

郵送（書留）による提出は、最終日の午後5時15分必着とします。

6 募集要領・申込書の入手方法

募集要領等は、呉市ホームページからダウンロードできます。

また、次の窓口で配布します（午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く。）に限る。）。

- ・呉市農業委員会事務局／市役所本庁舎5階
- ・各市民センター

（市民センターは、申込書の配布のみ。提出は、直接、農業委員会事務局へ）

7 候補者の選考方法

(1) 書類審査・面接

提出された書類に基づき、呉市農業委員候補者評価委員会の審査を経て、選考します。

必要に応じて推薦を受けた者又は応募した者に対する面接を実施します。

面接を実施する場合は、面接の日時、場所等について別途通知します。

(2) 選考からの除外

推薦又は応募が次の要件に該当する場合は、当該推薦を受けた者又は当該応募をした者を選考対象から除外します。

ア 申込書に記入された内容に虚偽があった場合

イ 提出期間の終了後に申込書が提出された場合

ウ その他申込みに係る不正な行為が認められた場合

(3) 選考結果の通知

選考結果は、推薦をした者、推薦を受けた者及び応募した者に文書により通知します。

8 情報の公表

推薦・応募申込書の提出期間の中間及び終了後に、呉市ホームページで次の内容を公表します。

(1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦をする者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件等

(3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 推薦を受ける者又は応募する者が農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定による認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者であるか否かの別 ※これらの資格については、末尾の説明を参照してください。

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 推薦をする者が推薦を受ける者を同時期に募集する農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が当該農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

(7) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等（認定申請中のものを含む。）の数

(8) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等（認定申請中のものを含む。）の数

9 農業委員の任命

農業委員は、呉市長が、農業委員の任命についての議案を呉市議会に提案し、議会の同意の議決を経て、任命します。

10 注意事項

(1) 推薦又は応募に係る費用は、全て推薦をする者及び応募する者の負担とします。

(2) 提出期間の終了後における申込書の差し替え、訂正等は、原則認めません。

- (3) 提出された申込書及び添付書類は返却しません。
- (4) 申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出してください。
- (5) 申込書に記入された内容等について確認するため、必要に応じて関係者、関係機関等への照会を行います。
- (6) 農業委員と農地利用最適化推進委員を兼任することはできません。ただし、同時に推薦を受け、又は応募することはできます。

11 申込書類の提出先・問合せ先

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号（市役所本庁舎5階）

呉市農業委員会事務局

電話番号： 0823-25-3481

ファクシミリ番号： 0823-25-7592

メールアドレス： noui@city.kure.lg.jp

（8-（4）関係）

【認定農業者等】農業委員会等に関する法律第8条第5項

- 一 認定農業者である個人
- 二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

【認定農業者等に準ずる者】農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号

- イ 認定農業者等であつた者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第10条第1号において同じ。）である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号に規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人